

## 受任者の注意義務 宅建 H20-07-2 《#509》

【問】 正誤をつけよ。

委託の受任者は、報酬を受けて受任する場合も、無報酬で受任する場合も、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 受任者の注意義務

受任者は、委任の本旨に従い、**善良な管理者の注意**をもって、委任事務を処理する義務を負う。（民法 644 条）

⇒ 受任者は、報酬の有無にかかわらず、**善管注意義務**を負う

### 《ポイント》 受任者の報酬

受任者は、**特約がなければ**、委任者に対して**報酬を請求することができない**。（民法 648 条）

⇒ 原則は報酬なし、例外的に特約で報酬あり